

生活支援コーディネーターの 『いいものみ〜つけ！』 No.17



みなさん

生活支援体制整備事業「生活支援コーディネーター・協議体」

覚えていただけましたか?!

生活支援体制整備事業とは、平成 26 年の介護保険法改正の際に創設され、市町村が中心となり生活支援サービスを担う多様な事業主体や地域住民と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化および高齢者の社会参加推進を一体的に図っていくことを目的としており、「生活支援コーディネーター」の配置や「協議体」を実施しながら、地域で安心して暮らし続けられるための地域を目指す取り組みです。

令和 3 年度

女川町生活支援体制整備事業 第 1 層・2 層・3 層協議体の開催経過報告

【第 1 層協議体】 9 月 29 日（水）テーマ「在宅高齢者等見守りに係る「関わり方」について」

行政区内で見守り活動を行っている「上 3 区・大原北区」の事例発表と地域課題を事業所側と

地域との連携について協議を行いました。

女川町協議体の階層図



【第 2 層協議体】

福祉活動推進員研修

○4 月 22 日（木）東エリア（旧 2 小学区）

○4 月 28 日（水）西エリア（旧 1 小学区）

テーマ「ひとりの福祉活動推進員として自分は

何のアンテナを立てますか」

それぞれが目標を立てグループワークにて地域の情報交換

○12 月 20 日（月）

4 月に参加していただいた 11 地区を参集

⇒11～12 月にかけて事前に第 3 協議体で情報交換した地域情報をコーディネーターが発表し、他地区の情報を知る機会・共有の時間としました。

【第 3 層協議体】

○西区・清水区での福祉活動推進員情報交換から地区内での防災講座へとつながりました。

○12 月 20 日に行われる第 2 層協議体福祉活動推進員研修に向け東エリア 5 地区（女川南・大原北・大原南・清水・宮ヶ崎）、西エリア 6 地区（大沢・旭が丘・浦宿 2・浦宿 3・上 1・上 3）で自分の目標の評価、地域の様子・変化、地域の福祉活動推進員としての共通目標をたて、共有を図りました。



2022 年の生活支援体制整備事業は

今後も、地域課題をみなさんと一緒に考え協議する『場』をつくり、誰にとっても女川町が暮らしやすい町となるような地域づくりに皆さんと共に取組んでいきます。

11 行政区で『第 3 協議体』となる**福祉活動推進員情報交換会**開催



意見のなかには、「活動を継続することにより日常生活の中に様々な気づきが生まれ、地域の小さな変化もいち早くキャッチでき、「あれ？」と感じた際には区長・民生委員、生活支援コーディネーターと情報を共有できるようなつながりや関係性も出来てきている」との頼もしい意見も出されました。

次回はほかの地区でも予定しておりますので、ご協力をお願いいたします。

今年度 4 月に開催した第 2 層協議「福祉活動推進員研修」で、「ひとりの福祉活動推進として、自分は何のアンテナを立てますか。」をテーマに福祉活動推進員としての目標を立てていただきました。それから数カ月が経過し、その振り返りや地域の様子（変化や気づいたこと）、地域の福祉活動推進員として、活動するうえでの目標について考えながら意見交換・情報共有を行いました。



第 2 回女川町生活支援体制整備事業 **第 2 層協議体福祉活動推進員研修開催!!**



今回の研修では、自分の住む地域でのあいさつ・声かけ・見守り等に対して、皆さんの意識の向上が伺えた研修となりました。

また、地域の福祉活動推進員として目標を設定し、

地域と一緒に考え・取り組みたいという前向きな意見も多くありました。

今後も一緒に考え共に取り組んでいきましょう。



12 月 20 日（月）女川町まちなか交流館大ホールで行われた福祉活動推進員研修には 31 名の福祉活動推進員にお集まり頂きました。

西・東エリア担当生活支援コーディネーターが、地域で行った第 3 協議体となる福祉活動推進員情報交換会で出された情報や意見を報告し、参加した福祉活動推進員はほかの地区の情報も共有することが出来ました。

